

## 資料 6

# 尖戸構成員提出資料

## 第 11 回デジタル行財政改革会議における意見

2025 年 6 月 13 日

宍戸 常寿

このたび、データ利活用制度・システム検討会での 11 回に及ぶ議論を経て「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」がまとめられたことは非常に意義深いことと考えられる。生成 AI の研究・開発・利用等についての対応が進展することに対応して、トラスト基盤の整備、データ連携プラットフォーム等を含むデータ利活用を促す仕組みについて多角的で丁寧な議論がなされ、そのために必要な各レイヤーでのデータガバナンスの確保と、それをパーソナルデータについて支える一般法としての個人情報法のアップデートが、いわゆるアクセルとブレーキとは違った、噛み合った統合的な形で現れつつあるものと認識している。また、その前提となる理念として、直接本人による、また本人が信頼する主体・手続による、データ利活用を通じた個人の権利利益の実現という観点も、データ利活用による社会的利益の実現と並んで重要と考えられる。このような理念レベル、制度レベル、そして何よりも重要な実装レベル（必要な資源の確保等を含む）の各段階を適切に推進するとともに、そのための司令塔としてのデジタル庁と、関連する各府省庁の役割を適切に定めていくことも、本会議の今後の重要な課題と考える。